

## 事業所における自己評価結果（公表）

公表：令和 6 年 1 月 1 日

事業所名 コベルプラス 美の里教室

		チェック項目	はい	いいえ	工夫している点	課題や改善すべき点を踏まえた 改善内容又は改善目標
環境・ 体制整備	①	利用定員が指導訓練室等スペースとの関係で適切である	6		運動の時間は、時間差を作って対応しています。	
	②	職員の配置数は適切である	6			
	③	生活空間は、本人にわかりやすく構造化された環境になっている。また、障害の特性に応じ、事業所の設備等は、バリアフリー化や情報伝達等への配慮が適切になされている	6		教室内には掲示物等をせず、集中できる配慮をしています。	
	④	生活空間は、清潔で、心地よく過ごせる環境になっている。また、子ども達の活動に合わせた空間となっている	6		毎日、掃除、消毒を行っています。	
業務改善	⑤	業務改善を進めるための PDCA サイクル（目標設定と振り返り）に、広く職員が参画している	6		毎日のカンファレンスは支援計画の内容に沿って行っています。	
	⑥	保護者等向け評価表により、保護者等に対して事業所の評価を実施するとともに、保護者等の意向等を把握し、業務改善につなげている	6		結果を受けて、検討会を設け、具体的な対策を話し合っています。	
	⑦	事業所向け自己評価表及び保護者向け評価表の結果を踏まえ、事業所として自己評価を行うとともに、その結果による支援の質の評価及び改善の内容を、事業所の会報やホームページ等で公開している	6		ブログにて公開しています。	
	⑧	第三者による外部評価を行い、評価結果を業務改善につなげている				(第三者評価実施なし)
	⑨	職員の資質の向上を行うために、研修の機会を確保している	6		月に 1 度実施。連携をとり、お互い研修に参加できる配置を作っています。	

適切な支援の提供	⑩	アセスメントを適切に行い、子どもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上で、児童発達支援計画を作成している	6		アセスメント日を設け、あわせて保護者様からの聞き取りを見発管がしています。	
	⑪	子どもの適応行動の状況を図るために、標準化されたアセスメントツールを使用している	6		コペルプラスのアセスメントプログラムを使用しています。	
	⑫	児童発達支援計画には、児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」の「発達支援（本人支援及び移行支援）」、「家族支援」、「地域支援」で示す支援内容から子どもの支援に必要な項目が適切に選択され、その上で、具体的な支援内容が設定されている	6		地域支援、移行支援においては相談支援事業所と連携をとりながらすすめています。	

	⑬	児童発達支援計画に沿った支援が行われている	6		<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画に基づいて、日々の振り返り。評価、改善を行っています。</li> <li>・お子様の成長や様子に合っていないとの意見が出た場合には適宜、修正をしています。</li> </ul>	
	⑭	活動プログラムの立案をチームで行っている	6		活動プログラムは、ベースとなるものを使いながら、その内容がお子様に適しているか、確認や調整をしています。	
	⑮	活動プログラムが固定化しないよう工夫している	6		・個別課題にも力を入れている。生活の困りごと等、幅広いニーズに対応しています。	

					・週に 2 回以上通っているお子様には、飽きることなく目を輝かせて取り組めるよう、特に配慮をしています。	
	⑯	子どもの状況に応じて、個別活動と集団活動を適宜組み合わせて児童発達支援計画を作成している	6		3 歳以上の方には、併用を積極的にお勧めしています。	
	⑰	支援開始前には職員間で必ず打合せをし、その日行われる支援の内容や役割分担について確認している	6		毎日の朝礼、昼礼で確認をしています。	
	⑱	支援終了後には、職員間で必ず打合せをし、その日行われた支援の振り返りを行い、気付いた点等を共有している	6			
	⑲	日々の支援に関して記録をとることを徹底し、支援の検証・改善につなげている	6			
	⑳	定期的にモニタリングを行い、児童発達支援計画の見直しの必要性を判断している	6		・児童は成長が大きく目まぐるしい時期のため、6 カ月の目標設定であっても、必要に応じて早めて更新をすることも多いです。	
関係機関や保護者との連	㉑	障害児相談支援事業所のサービス担当者会議にその子どもの状況に精通した最もふさわしい者が参画している	6		児発管が担当しています。	
	㉒	母子保健や子ども・子育て支援等の関係者や関係機関と連携した支援を行っている	6		子育て支援センターと連携を図っています。	
	㉓	(医療的ケアが必要な子どもや重症心身障害のある子ども等を支援している場合) 地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関と連携した支援を行っている				(該当なし)

携 関 係 機 関 や 保 護 者 と の 連 携	⑳	(医療的ケアが必要な子どもや重症心身障害のある子ども等を支援している場合) 子どもの主治医や協力医療機関等と連絡体制を整えている				(該当なし)
	㉑	移行支援として、保育所や認定こども園、幼稚園、特別支援学校(幼稚部)等との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている	6		幼稚園、保育園を訪問し、連携を図っています。	
	㉒	移行支援として、小学校や特別支援学校(小学部)との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている	3	3		
	㉓	他の児童発達支援センターや児童発達支援事業所、発達障害者支援センター等の専門機関と連携し、助言や研修を受けている	2	4	児発管が主だが、担当者会議や地域での研修会には積極的に参加しています。	
	㉔	保育所や認定こども園、幼稚園等との交流や、障害のない子どもと活動する機会がある	6		イベントを開催しています。	

	㉕	(自立支援)協議会子ども部会や地域の子ども・子育て会議等へ積極的に参加している	2	4	佐伯区支援者の会に参加させていただいています。	
	㉖	日頃から子どもの状況を保護者と伝え合い、子どもの発達の状況や課題について共通理解を持っている	6		・レッスン終了後に、フィードバックの時間を設けています。 ・レッスン後に、担当した指導員が保護者様にコメントを送っています。	
	㉗	保護者の対応力の向上を図る観点から、保護者に対して家族支援プログラム(ペアレント・トレーニング等)の支援を行っている		6		コロナ感染への措置より、今年度はできていません。状況を見て再開していきます。
保 護 者 へ の 説 明 責	㉘	運営規程、利用者負担等について丁寧な説明を行っている	6		契約時に説明をし、質問を受けるようにしています。	
	㉙	児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」のねらい及び支援内容と、これに基づき作成された「児童発達支援計画」を示しながら支援内容の説明を行い、保護者から児童発達支援計画の同意を得ている	6		同意を得て、サイン・押印をいただいています。	

任 等	③④	定期的に、保護者からの子育ての悩み等に対する相談に適切に応じ、必要な助言と支援を行っている	6		・レッスン中に児発管は保護者様と一緒にお子様の様子を見せていただき、お話をしています。	相談事がある際には、相談室でじっくりお話ができるようにご案内します。
	③⑤	父母の会の活動を支援したり、保護者会等を開催する等により、保護者同士の連携を支援している		6		コロナ感染への措置より、今年度はできていません。状況を見て再開していきます。
	③⑥	子どもや保護者からの相談や申入れについて、対応の体制を整備するとともに、子どもや保護者に周知し、相談や申入れがあった場合に迅速かつ適切に対応している	6		保護者からの申し出があった場合は、その日のカンファレンスで共有、改善策の検討をし、次の療育日にはその結果を説明させていただいています。	
	③⑦	定期的に会報等を発行し、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報を子どもや保護者に対して発信している	6		・Instagram をしています。	
	③⑧	個人情報の取扱いに十分注意している	6		鍵付きロッカーで保管しています。	
	③⑨	障害のある子どもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮をしている	6			
	④⑩	事業所の行事に地域住民を招待する等地域に開かれた事業運営を図っている				
非 常 時 等 の 対 応	④①	緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアル等を策定し、職員や保護者に周知するとともに、発生を想定した訓練を実施している	1	5		
	④②	非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っている	6		年に 2 回実施。また参加できなかった方へ教室に掲示物をして周知しています。	
	④③	事前に、服薬や予防接種、てんかん発作等のこどもの状況を確認している	6		契約時にお子様の持病や既往歴等、用紙に記入	

				してもらっていません。	
④④	食物アレルギーのある子どもについて、医師の指示書に基づく対応がされている			教室内での飲食の禁止を徹底しています。	(食事の提供なし)
④⑤	ヒヤリハット事例集を作成して事業所内で共有している	6		ヒヤリハットが起きた場合は、その日のうちに書類を作成し、本部への報告、職員での共有を行っています。	
④⑥	虐待を防止するため、職員の研修機会を確保する等、適切な対応をしている	6		虐待防止委員会を年に1度行っています。	
④⑦	どのような場合にやむを得ず身体拘束を行うかについて、組織的に決定し、子どもや保護者に事前に十分に説明し了解を得た上で、児童発達支援計画に記載している	6		契約時、支援計画の説明時に、「切迫性」「非代替性」「一時性」について説明をしています。	

○この「事業所における自己評価結果（公表）」は、事業所全体で行った自己評価です。